

ないので、きわめて困難である。

しかしながら、これまでの全国統計からみると、交通事故の死傷者数の推移と自動車保有台数のそれとが高い相関を示しているのでこのような事実に着目し、今後当分の間両者の関係が変わらないという仮定のもとに、将来における交通事故の発生状況を予測すれば自動車保有台数の増加傾向からみて、昭和50年においては、交通事故による死者は約2万人、このうち歩行中の死者が約8千人となり、また負傷者は約170万人に達するという憂慮すべき事態になることが予想される。

このような事態になることを防止するため、交通安全施設の一層の整備をはじめ、各種の効果的な交通安全対策を総合的かつ強力に実施することにより、極力交通事故の増加傾向の抑止に努めるものとする。とくに道路交通において弱い立場にある歩行者については可能な限りの施策を優先的に講じ、死亡事故の半減を目指として極力事故発生の減少を図る。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに道路交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため昭和46年度を初年度とする交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画を作成する。

(イ) 道路の幅員、交通量等を勘案して、交通事故が発生する危

険性が高い場所に信号機を新設し、既設の信号機についても必要な改良を行なうとともに、信号機、道路標識等の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行なうため必要な施設として全国の主要都市に交通管制センターを整備する。

(1) 歩行者の交通事故を防止するため、市街地その他歩行者の多い道路には、歩道を重点的に設置するとともに、歩行者の横断に危険のある箇所については、立体横断施設を整備するなお、地域の実情に応じて自転車道等の整備を図る。

また、車両の交通事故を防止するため、道路の構造等に応じて、分離帯を設置し、交通島の設置等の交差点改良を行なうとともに、視距の改良等を実施する。

(ウ) 道路の構造、交通の状況等を勘案して交通の安全を確保するため必要な箇所には、防護さく、道路照明、道路標識、道路標示、区画線等必要な安全施設等を整備する。

とくに、道路標識、道路標示および区画線については、その視認性の向上について配慮する。

(エ) 交通安全施設等の整備にあたっては、児童および幼児の通行の安全を確保するため、通学通園路についてとくに配慮するものとし、必要に応じて自転車歩行者専用道路等としてその整備を行なう。

イ 道路の改築による歩道等の整備

交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画による事業のほか、既存道路における歩道の設置を伴う拡幅、既存道路の歩道設置が困難な場合における小規模バイパスの建設等交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。

ウ 道路の新改築に伴う交通安全施設の整備等

(ア) 一般道路の新設、改築にあたっても、交通安全施設の整備に重点をおき、歩道を都市部だけでなく地方部においても積極的に設置するとともに、立体横断施設、分離帯、道路照明、乗合自動車停車所等の施設を整備する。

また、必要な地域には、自転車歩行者道および自転車道ならびに歩行者専用道路、自転車専用道路等を設置するよう努める。

(イ) 山間部等の道路の交通危険箇所には、落石、なだれ等による事故を防ぐため、落石防止さく等の施設を整備する。

(ウ) 高速自動車国道および自動車専用道路について交通の安全を確保するための必要な施設を整備するとともに、その他の自動車道についても事業者の交通安全施設の設置義務の拡大等必要な措置を講ずる。

(2) 交通規制の合理化

交通の安全を確保するため、次により効果的な交通規制を強力に実施する。

ア 主として通過交通に利用される幹線道路、幹線道路と生活道路を結ぶ準幹線道路、日常生活に密着した生活道路等道路網全体の中においてそれぞれの道路の果たしている社会的機能および道路の構造等に応じて、合理的な交通規制を行なう。

とくに、幅員の狭い道路および通学通園路、買物道路、遊戯道路等の生活道路については、自動車の通行の禁止、制限等の歩行者および自転車利用者の保護に最重点をおいた交通規制を実施する。

イ 都市における交通事故の防止を図るため、都市ごとに交通規

制の計画を策定し、駐車禁止、一方通行、速度制限、車種別規制等各種の交通規制を総合的かつ計画的に推進する。

ウ 上記の措置のほか、道路の構造との関係において必要とされる車両の通行制限の違反に対する防止措置を強化するとともに、災害、異常気象等が発生した場合においては、時宜を得た適切な交通規制を実施する。

エ 高速道路については、一般道路とは異なる特殊性を有することにかんがみ、今後の高速道路の整備に伴ってこれに最もふさわしい交通規制を行なうための体制を整えるよう努めるとともに、交通規制の実施にあたっては、関連する一般道路の交通状況をも勘案して行なうこととする。

(3) 路上駐車の適正化等

路上における無秩序な駐車を排除するため、都市の交通の実情に応じ駐車禁止場所を拡大し、時間制限付き駐車規制を実施するなど、合理的な駐車規制を推進するとともに、違法駐車車両の指導取締り体制の整備を図る。

なお、これらの措置にあわせて、都市ごとの交通計画、土地利用計画等を勘案し、計画的な路外駐車場の整備を促進する。

(4) 道路使用の適正化

ア 道路の使用および占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用および占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、公益性を有するものを除き極力抑制する方針のもとに適正な許可を行なう。

なお、道路の掘さくを伴うものについては、指導監督を強化し、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するとともに、大都

市においては、長期的な計画のもとに共同溝の建設を推進する

イ 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行なうとともに、不法占用の防止を図るためのけいもう活動を沿道住民等に対して積極的に行なう

(5) 子どもの遊び場の確保

ア 児童公園、児童遊園等の整備

児童の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地環境の改善等に資するため、市街地の人口規模に対応して児童公園を適正に配置することとし、とくに人口急増地域等緊急を要する地域を重点的に整備する。また、児童公園を補完するものとして、幼児および小学校低学年児童を対象とした児童遊園を盛り場、小住宅密集地域、交通ひんぱん地域等を中心として整備するとともに、市街地にありながらまだ開放されていない小学校の校庭等の開放の促進を図る。

イ 少年運動公園等の整備

少年運動公園についても都市計画の観点から規模および配置を考慮して整備を進めるとともに、市街地に近接した河川敷地について都市河川環境事業との調整を図りつつ、できる限り公園緑地として整備する。

(6) 危険物の輸送に関するその他の交通環境の整備

過密都市における危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、とくに油類にあっては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の整備を促進する。

2 交通の安全に関する知識の普及等

(1) 交通安全教育の振興